

北空知衛生センター組合監査委員規程

平成31年2月21日
組合監査訓令第1号

改正 令和 6年11月 1日組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北空知衛生センター組合監査委員（以下「監査委員」という。）の行う監査、検査及び審査並びにその服務運営その他の庶務並びにその事務を補助する職員の事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査等)

第2条 監査委員の行う監査、検査及び審査については、深川市監査基準（令和元年深川市監査委員訓令第2号）を準用する。

（令6組合訓令1・一部改正）

(職務運営)

第3条 監査委員の職務運営その他の処務については、深川市監査委員処務運営規則（昭和40年深川市監査委員規則第1号）を準用する。

（令6組合訓令1・一部改正）

(職員の設置)

第4条 監査委員の事務を補助させるため、書記その他の職員を置く。

2 書記その他の職員は、監査委員又は上司の命を受けて、監査委員の事務に従事する。

(事務の専決等)

第5条 委員会の権限に属する事務の専決、代決その他の事務処理及び文書の取扱いについては、深川市監査事務局規程（平成5年監査委員規程第1号）第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの条中「局長」とあるのは、「書記のうちからあらかじめ監査委員が指定した者」と読み替えるものとする。

(公印)

第6条 委員会の公印の名称、書体、寸法、個数、管守箇所及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(その他の事項)

第7条 前3条に掲げるもののほか、委員会の事務の処理及び職員の服務に関し必要な事項については、深川市文書管理規程（平成8年深川市訓令第4号）、深川市職員の服務に関する規則（平成8年深川市規則第3号）その他の深川市の関係規程を準用する。

(施行細目)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名 称	ひな形	書体	寸法 (mm)	個数	管守箇所	使用範囲
北空知衛生セ ンター組合監 査委員之印	い	てん書	正方形 24×24	1	監査委員	監査委員名を用 いる公文書

い

